

高浜市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

高浜市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 3
2. 目標 . . . . . 4
3. 計画の期間 . . . . . 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

高浜市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）は、教育職員の業務の縮減と適正化を進め、ライフワークバランスを確立し、教育職員がいきいきと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことで、高浜市における教育の質の維持及び向上を図る。

### (2) 本市の現状

高浜市教育委員会（以下「本市」という。）では、時間外在校等時間の状況に関する月例報告や、定例校長会や学校訪問等で教育職員の働き方改革に関する話をして、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

こうした取組により、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】（令和7年3月末時点）

	月 45 時間超の人数の割合	月 80 時間超の人数の割合
小学校	17.6%	0.9%
中学校	33.8%	1.9%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合が多くなっている。

その理由として、年間を通じて「学年・学級事務」が挙げられている。時期によっては、「学校行事」や「授業準備」「指導案作成」が挙げられている。

また、教育の質の向上のためには、必要な時間的余裕を創出することが必要である。こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月の時間外在校等時間が45時間超の人数の割合を0%にする
- ・ 1年間の時間外在校等時間が420時間超の人数の割合を0%にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度末の数値】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%以内にする【9.1%】
- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする 【16.8日】
- ・ 教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係を構築し、専門性を発揮することなどにより、いきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ・ 給食費を公会計化し、教育委員会が管理を行う
- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対して、スクールロイヤーを活用し、法的な側面から指導助言を得て、学校の問題解決を支援する。
- ・ 登校時の通学路において、各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の日常的な見守り活動を推進する。
- ・ 高浜市小中学校生徒指導地域活動推進協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認

識を共有する。

ロ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ICT機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理は、民間事業者に委託する。
- ・民間のプール施設を活用することで、教育職員のプール管理に係る負担を減らす。
- ・朝の開校時の開錠は、会計年度職員（学校用務員）の業務とする。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室の活用を推進する。
- ・土日を含む部活動に外部指導者を活用して、地域連携を推進する。
- ・令和13年度までに、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を続け、令和13年度までに、全ての部活動に外部指導者の配置を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業やその準備の補助を行う支援員を配置する。
- ・教育職員用タブレット端末を活用し、校務支援システムやサービス管理システムを利用できる環境を整え、教育職員の負担軽減を図る。
- ・授業や授業準備を効率的に行うことができるように、インターネット回線のLTE方式を継続し、電子黒板やデジタル教科書を配備する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備や採点作業、成績処理等に係る業務の効率化を図る。
- ・学校行事について、教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化のための見直しを行う。

- ・ 身辺介助や安全配慮等の支援が必要な児童生徒の支援を行う支援員を配置する。
- ・ 児童生徒を支援するスクール・ヘルパーや地域福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの拡充を図る。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合は、指導体制に見合うように精査する。
- ・ 清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 働き方改革の項目を盛り込んだ学校経営方針に基づいて実施した内容を、学校関係者評価委員会にて評価を受けることとする。
- ・ 部活動を担当する教育職員や生徒の心身の健康を確保するために、休養日を継続する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 全ての学校においてストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も

活用して職場環境改善を推進する。

- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業中に7日間を閉校日とすることを継続する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・教育職員の時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の時間外在校等時間の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを行い、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善できるように、当該学校に対する支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の関係団体等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。